

税金よもやま話

第
108
回

東京地方税理士会 藤沢支部
石原 直明

ふるさと納税を活用した被災地支援

ふるさと納税を活用して台風などの被害を受けた自治体への被災地支援をすることができます。今回は、このふるさと納税を通じた災害支援の仕組みについてご紹介致します。

1. はじめに

ふるさと納税とは、自分が選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。ふるさと納税については、寄付を受けた自治体より送られてくる返礼品について注目が集まってきましたが、近年ふるさと納税を通じた被災地への支援（寄付）が増加しており、2019年11月6日付の日経新聞によると、ふるさと納税の大手仲介サイト2社では、2018年の西日本豪雨で約18億円、2016年の熊本地震では約22億円の寄付を集めています。

2. ふるさと納税による被災地のメリット

ふるさと納税による被災地のメリットは寄付金が被災地の自治体に直接送られ、自治体が独自の判断で寄付金を使用できることです。日本赤十字社などが募金活動を行っておりますが、この募金活動による義援金や支援金は、一般的に被災者への見舞金や被災地で支援活動をしている団体へ送られるため自治体の判断で復興に使うことができません。しかし、ふるさと納税による寄付は、被災した自治体に直接送られるため、自治体独自の判断で速やかに必要な復興活動に使うことが出来るようになります。

ただ、被害が頻繁に報道されている地域に寄付が集中しがちで、被災地間での格差は広がっているという課題もあります。

3. ふるさと納税による被災地支援のやり方

被災地支援をふるさと納税で行う最も手軽な手段は、ふるさと納税を仲介するポータルサイトを通じて行う方法です。幾つものふるさと納税のポータルサイトが被災地支援用の寄付を受け付けております。被災地支援のふるさと納税は、基本的には自治体からの返礼品はありません。

4. ふるさと納税で税金の控除を受ける方法

ふるさと納税を受けるために必要な手続きには確定申告を行う方法とワンストップ特例制度を利用する方法があります。このワンストップ特例制度は、本来、確定申告をする必要がない個人がふるさと納税を行う場合に、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けることができる仕組みです。

このワンストップ特例制度を利用するためには、①寄付先を5自治体以内とする、②ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。なお、この特例制度を利用した場合には、寄附金控除は住民税からのみ控除されます。（所得税からの控除はありませんが控除額は確定申告を行った場合と同額です。）

手続きを1回で完了させたい場合や5自治体以上の自治体に寄付する場合には確定申告制度を利用し、確定申告をしたくない場合や5自治体以内に寄付するような場合にはワンストップ特例制度を利用されるのが宜しいかと考えます。

5. おわりに

ふるさと納税の本来の理念は、寄付を通じて自分が応援したい地域へ力になれる制度です。被災地への支援は、企業の募金活動や日本赤十字社などの団体への義援金など様々な方法がありますが、ふるさと納税を活用した被災地支援も検討されてはいかがでしょうか。